

**FAX送信用**

令和 3 年 4 月 8 日

関係者各位

苫小牧労働基準監督署

## 業種別労働災害発生状況について

日頃より労働基準行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内の業種別労働災害発生状況の令和2年の確定値及び令和3年3月末日現在の速報値を別紙のとおり取りまとめましたので、参考までに送付いたします。

また、北海道労働局のホームページ ([http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei\\_toukei/anzen\\_eisei/saigai.html](http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/anzen_eisei/saigai.html)) においては、苫小牧署を含め全道各署の業種別労働災害発生状況が掲載（毎月10日頃更新予定）されておりますので活用してください。

担当：苫小牧労働基準監督署 第3方面  
電話：0144-88-8900

## 令和2年 業種別労働災害発生状況

(確定)

苫小牧労働基準監督署

業種別	区分	令和2年				令和元年				対前年		業種割合
		死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	増減 数	増減 率	
	全産業合計	(2) 2	(16) 594	(18) 596	128	3	(35) 491	(35) 494	131	102	20.6	100.0
	除く鉱業計	(2) 2	(16) 594	(18) 596	128	3	(35) 491	(35) 494	131	102	20.6	100.0
	製造業		104	104	23	2	(10) 108	(10) 110	30	-6	-5.5	17.4
内 訳	食料品		28	28	9		(9) 42	(9) 42	13	-14	-33.3	4.7
	木材木製品		15	15	2		6	6		9	150.0	2.5
	紙・パルプ		5	5	1	1	(1) 3	(1) 4	1	1	25.0	0.8
	窯業・土石		8	8	2	1	10	11	4	-3	-27.3	1.3
	金属・機器		16	16	4		12	12	2	4	33.3	2.7
	輸送用機械		7	7			8	8	4	-1	-12.5	1.2
	その他		25	25	5		27	27	6	-2	-7.4	4.2
	鉱業											
	土石採取		3	3	1		1	1		2	200.0	0.5
	建設業		(3) 57	(3) 57	6	1	(6) 58	(6) 59	9	-2	-3.4	9.6
内 訳	土木工事業		17	17	2	1	(2) 20	(2) 21	4	-4	-19.0	2.9
	建築工事業		(3) 24	(3) 24	2		(3) 21	(3) 21	2	3	14.3	4.0
	木造建築業		6	6	2		12	12	1	-6	-50.0	1.0
	その他の 工事業		10	10			(1) 5	(1) 5	2	5	100.0	1.7
	道路貨物運送業	(1) 1	(4) 80	(5) 81	11		(7) 73	(7) 73	10	8	11.0	13.6
	その他の運輸業		(1) 14	(1) 14	6		(1) 20	(1) 20	8	-6	-30.0	2.3
	陸上貨物取扱業		5	5			4	4	1	1	25.0	0.8
	港湾荷役業		6	6	1		10	10	4	-4	-40.0	1.0
	林業		7	7	1		3	3	1	4	133.3	1.2
	漁業		4	4	2		1	1	1	3	300.0	0.7
	卸売・小売業		(3) 58	(3) 58	21		49	49	27	9	18.4	9.7
	清掃業		28	28	8		19	19	5	9	47.4	4.7
	ゴルフ場		10	10	5		(1) 11	(1) 11	1	-1	-9.1	1.7
	その他の事業	(1) 1	(5) 218	(6) 219	43		(10) 134	(10) 134	34	85	63.4	36.7

本統計は、労働者死傷病報告書（休業4日以上）により集計したものです。

本統計は、速報値であり、修正することがあります。

( ) 内は交通事故で内数です。 転倒災害は内数です。

## 令和2年 業種別労働災害発生状況（その2）

「その他の事業」の内訳

（確定）

業種別	区分	令和2年				令和元年				対前年		業種割合
		死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	増減 数	増減 率	
農 業			7	7	2		11	11	3	-4	-36.4	1.2
畜 産 業		(1) 1	50	(1) 51	5		37	37	6	14	37.8	8.6
理 美 容 業			1	1						1		0.2
その他の 商 業			7	7	2		(2) 5	(2) 5		2	40.0	1.2
金融・広告業			1	1	1		(2) 2	(2) 2		-1	-50.0	0.2
映画・演劇業												
通 信 業			(3) 11	(3) 11	3		(4) 8	(4) 8	4	3	37.5	1.8
教育・研究業			1	1	1		5	5		-4	-80.0	0.2
保健・衛生業			(2) 109	(2) 109	17		(2) 35	(2) 35	13	74	211.4	18.3
飲 食 店			15	15	3		13	13	4	2	15.4	2.5
その他接客娯楽業 （除くゴルフ場）			3	3	3		12	12	4	-9	-75.0	0.5
その他の 事 業			13	13	6		6	6		7	116.7	2.2
合 計		(1) 1	(5) 218	(6) 219	43		(10) 134	(10) 134	34	85	63.4	36.7

## 令和2年 死亡災害発生状況

(確定)

苫小牧労働基準監督署

件数	発生日	発生の時間	事業の種類	規模	災害の種類	起因物	災害発生状況の概要
1	12	17時台	自動車運送業	50人～99人	(交通事故) (道路)	トラック	被災者は、タンクローリーを運転し、国道の緩やかなカーブを登坂していたところ、対向車線を走行していた大型トレーラーが凍結路面で滑り、急ハンドルを切ったことでジャックナイフ現象が発生し、被災者が運転していた車両の正面に衝突したものの。
2	12	18時台	畜産業	30人～49人	(交通事故) (道路)	フォークリフト	市道の路外において、横転したフォークリフト(最大荷重2.2トン)のマストに頭部が下敷きになっている被災者が発見されたもの。 被災者はフォークリフトを運転して、鉄製の箱(重量100キロ)に入った廃棄物(重量250キロ)を運搬中であった。

## 過去10年間の死亡災害発生状況

発生年	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	合計
死亡件数	9 (3)	3	4 (1)	4	8 (4)	9	5 (2)	9	4	3	58 (10)

※死亡件数欄のカッコ内の数字は交通事故の件数で内数

## 1 労働災害発生状況について

令和2年12月に2件の死亡労働災害が発生しています。いずれも交通事故によるものです。  
令和3年3月末現在の全産業における死亡及び休業4日以上の労働災害は596件で、前年同期と比べ102件(20.6%)もの大幅な増加となっています。

前年同期に比べ1割以上増加した業種は、木材木製品製造業が9件(150.0%)増、紙・パルプ製造業が1件(25.0%)増、金属・機器製造業が4件(33.3%)増、土石採取業が2件(200.0%)増、建築工事業が3件(14.3%)増、その他の工事業が5件(100.0%)増、道路貨物運送業が8件(11.0%)増、陸上貨物取扱業が1件(25.0%)増、林業が4件(133.3%)増、漁業が3件(300.0%)増、卸売・小売業が9件(18.4%)増、清掃業が9件(47.4%)増、畜産業が14件(37.8%)増、理美容業が1件(前年同期なし)、その他の商業が2件(40.0%)増、通信業が3件(37.5%)増、保健・衛生業が74件(211.4%)増、飲食店が2件(15.4%)増、その他の事業が7件(116.7%)増となっています。

事故の型別は多い順に、転倒災害が128件(21.5%)、墜落・転落が120件(20.1%)、動作の反動・無理な動作が83件(13.9%)、その他が69件(11.6%)、はさまれ・巻き込まれが63件(10.6%)となっています。

## 令和3年 業種別労働災害発生状況

(令和3年3月末現在)

苫小牧労働基準監督署

業種別	区分	令和3年				令和2年				対前年		業種割合
		死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	増 減 数	増 減 率	
全産業合計		1	(6) 120	(6) 121	55		(2) 99	(2) 99	34	22	22.2	100.0
除く鉱業計		1	(6) 120	(6) 121	55		(2) 99	(2) 99	34	22	22.2	100.0
製造業			(1) 20	(1) 20	7		24	24	4	-4	-16.7	16.5
内 訳	食料品		(1) 8	(1) 8	3		4	4	1	4	100.0	6.6
	木材木製品		3	3	1		7	7		-4	-57.1	2.5
	紙・パルプ		1	1			2	2		-1	-50.0	0.8
	窯業・土石		1	1			1	1				0.8
	金属・機器		1	1			3	3	1	-2	-66.7	0.8
	輸送用機械		2	2	1		4	4		-2	-50.0	1.7
	その他		4	4	2		3	3	2	1	33.3	3.3
鉱業												
土石採取			1	1			1	1	1			0.8
建設業			5	5			10	10	3	-5	-50.0	4.1
内 訳	土木工事業		2	2			2	2				1.7
	建築工事業		3	3			3	3	1			2.5
	木造建築業						2	2	2	-2	-100.0	
	その他の 工事業						3	3		-3	-100.0	
道路貨物運送業		(1) 24	(1) 24	6		16	16	4	8	50.0	19.8	
その他の運輸業		(1) 4	(1) 4	3		(1) 6	(1) 6	3	-2	-33.3	3.3	
陸上貨物取扱業			1	1			1	1			0.8	
港湾荷役業			3	3			2	2	1	1	50.0	2.5
林業		1	1	2			2	2			1.7	
漁業												
卸売・小売業			(1) 17	(1) 17	11		10	10	4	7	70.0	14.0
清掃業			7	7	5		3	3	1	4	133.3	5.8
ゴルフ場												
その他の事業			(2) 37	(2) 37	23		(1) 24	(1) 24	13	13	54.2	30.6

本統計は、労働者死傷病報告書（休業4日以上）により集計したものです。

（ ）内は交通事故で内数です。 転倒災害は内数です。

## 令和3年 業種別労働災害発生状況（その2）

「その他の事業」の内訳

（令和3年3月末現在）

業種別	区分	令和3年				令和2年				対前年		業種割合	
		死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	死亡	休業 4日 以上	合計	転倒 災害	増減 数	増減 率		
農 業			1	1			3	3	1	-2	-66.7	0.8	
畜 産 業			3	3	2		5	5	1	-2	-40.0	2.5	
理 美 容 業			1	1						1		0.8	
その他の 商 業			1	1	1		1	1	1			0.8	
金融・広告業			1	1	1					1		0.8	
映画・演劇業													
通 信 業		(2)	2	(2)	2		(1)	3	(1)	3	-1	-33.3	1.7
教育・研究業			2	2	2					2		1.7	
保健・衛生業			16	16	10		9	9	8	7	77.8	13.2	
飲 食 店			4	4	3		1	1		3	300.0	3.3	
その他接客娯楽業 (除くゴルフ場)			1	1	1		1	1	1			0.8	
その他の 事 業			5	5	3		1	1	1	4	400.0	4.1	
合 計		(2)	37	(2)	37	23	(1)	24	(1)	24	13	54.2	30.6

## 令和3年 死亡災害発生状況

(令和3年3月末現在)

苫小牧労働基準監督署

件数	発生月	発生時間	事業の種類	規模	災害の種類	起因物	災害発生状況の概要
1	2	8時台	林業	1人～9人	墜落・転落	伐木等機械	林業専用道の路外において、横転したグラブソールに下敷きになっている被災者が発見されたもの。 被災者はグラブソールを運転して、他車両とすれ違うためいったん路肩に寄っていた。

## 過去10年間の死亡災害発生状況

発生年	23	24	25	26	27	28	29	30	令元	2	合計
死亡件数	3	4 (1)	4	8 (4)	9	5 (2)	9	4	3	2 (2)	51 (9)

※死亡件数欄のカッコ内の数字は交通事故の件数で内数

## 1 労働災害発生状況について

令和3年3月末現在の全産業における死亡及び休業4日以上労働災害は121件でした。

前年同期に比べ1割以上増加している業種は、食品製造業が4件(100.0%)増、その他製造業が1件(33.3%)増、道路貨物運送業が8件(50.0%)増、港湾荷役業が1件(50.0%)増、卸売・小売業が7件(70.0%)増、清掃業が4件(133.3%)増、理美容業が1件(前年同期なし)増、金融・広告業が1件(前年同期なし)増、教育・研究業が2件(前年同期なし)増、保健・衛生業が7件(77.8%)増、飲食店が3件(300.0%)増、その他の事業が4件(400.0%)増となっています。

事故の型別では多い順に、転倒災害が55件(45.5%)、墜落・転落が15件(12.4%)、動作の反動・無理な動作が12件(9.9%)、はさまれ・巻き込まれが11件(9.1%)となっています。

## 2 建設工事着工期労働災害防止運動について

建設工事現場が動き出す4月～6月の着工期こそ、安全対策の質を決める時期です。

つきましては、店社・現場・協力会社が連携してのリスクアセスメント、KY、TBM等の各種安全衛生活動のほか、新規入場教育、配置替時の教育、能力向上教育等を確実に実施しましょう。また、令和2年の建設業における休業4日以上の災害において、事故の型別では多い順に墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒災害となっています。高所作業時における要求性能墜落制止器具(安全帯)の使用や、足場・はしご等使用時の墜落・転落防止措置のほか、重機等の可動部付近での作業やトラック・ダンプの荷台アオリ付近、部材を手作業で運搬する作業等ははさまれ・巻き込まれのリスクの高い作業での安全対策に御留意ください。

本件運動リーフレット及び実施要項は、北海道労働局ホームページの下記箇所に掲載しています。

- ホーム > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 安全関係 > 労働災害防止について > 建設業災害防止について

## 3 特定化学物質障害予防規則(アーク溶接等作業にかかる溶接ヒューム)の改正について

金属アーク溶接等作業において発生する溶接ヒュームについて、特定化学物質障害予防規則等が改正され、令和3年4月1日から逐次施行されています。このうち、令和4年4月1日から予定していましたが呼吸用保護具のフィットテスト実施の義務化が『令和5年4月1日』からに変更されました。

詳細については厚生労働省ホームページ内でも紹介しております「金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます」(2021年1月27日版)パンフレット等を御参照ください。

(屋内作業) <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000728857.pdf>

## 4 石綿障害予防規則の改正について

建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止のために、事前調査の強化等を図る石綿障害予防規則等の改正が行われ、令和3年4月1日から(一部は令和2年10月から)逐次施行されます。具体的な改正内容は、下記URLのリーフレットを御参照ください。

(受注者) <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/content/contents/000774045.pdf>

## 5 新型コロナウイルス感染症について

4月は、人の移動が多くなり、新型コロナウイルス感染症の拡大リスクが高まる時期にあります。

厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関するQ&A」内の「企業(労務)の向けQ&A」や、同ホームページ「働く方・経営者への支援などのリーフレット一覧(新型コロナウイルス感染症)」内の「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト(事業主向け)(令和3年2月12日版)」等を参考に、感染拡大防止にお取り組みください。